

福島県の国民の保護に関する計画(福島県民等保護計画)の変更概要

1. 計画概要

武力攻撃事態等において、県民の生命、身体及び財産を保護するため、国、県、市町村、関係機関が連携し、迅速かつ確実に国民保護措置を実施するための体制や所掌事務について定めた計画

【本計画が対象とする事態】

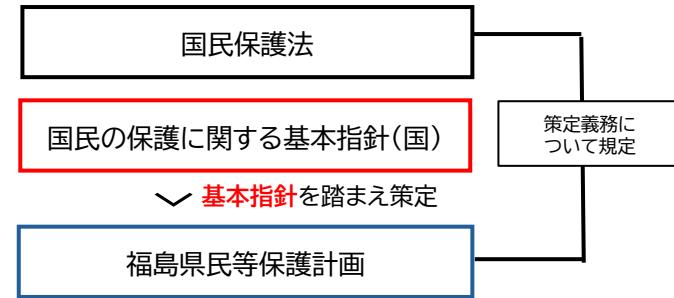
- 武力攻撃事態等
 - ・ 着上陸侵攻
 - ・ ゲリラや特殊部隊による攻撃
 - ・ 弾道ミサイル攻撃
 - ・ 航空攻撃
- 緊急対処事態
 - ・ 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ・ 多数の人が集合する施設、大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ・ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

【計画の構成】 全4編で構成されています。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
- 第4編 復旧等

2. 法的な枠組み

本計画は、国民保護法第34条により都道府県において策定が義務付けられている計画です。
また、同法第32条第1項の規定に基づき国が策定する基本指針に基づき策定するものとされています。



3. 変更のポイント

(1) 基本指針を踏まえた変更

令和8年3月に基本指針が変更されたことを踏まえ、変更する。

【主な変更箇所】

○ 救援内容に**福祉サービスの提供**を追加

福祉サービスの提供
1 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者に関する情報の把握
2 これらの者からの相談対応
3 これらの者に対する避難生活上の支援
4 福祉避難所の設置
5 福祉サービスの提供に係る国等への支援要請

○ 国が新たに**シェルター基本方針**を策定したことを踏まえて

国が令和8年3月にシェルター基本方針(*)を新たに閣議決定したことを踏まえ、「**知事は、シェルター基本方針を踏まえて避難施設を指定する**」旨を記載。

※ 緊急事態を想定した避難施設(シェルター)の確保に関する基本方針(シェルター基本方針)武力攻撃事態等において、県民等の生命・身体を守るための緊急一時避難施設等の指定・確保の方針を令和8年3月に定めたもの。基本指針にも盛り込まれた。

(2) 福島県地域防災計画を踏まえた変更

福島県地域防災計画と本計画が密接な関係にあることから最新の県地域防災計画(R8.3)を踏まえ、所掌事務等を変更する。

【主な変更箇所】

- 各部局における平素の業務
- 県対策本部機能班の組織編成
- 県対策本部機能班の所掌事務
- 県対策本部実動班の組織編成及び所掌事務

(3) 統計データ等の反映

【主な変更箇所】

月別平均気温・降水量

道路・交通の状況

電気供給施設

県の組織改編を踏まえた修正

<参考> 関係性の整理

